

標準市議会傍聴規則一部改正

新	旧
(傍聴証 (章))	(傍聴証 (章))
第五条 傍聴証 (章) は、報道関係者及び〇〇市職員で、議長が特に必要があると <u>認めるものに</u> 交付する。	第五条 傍聴証 (章) は、報道関係者及び〇〇市職員で、議長が特に必要があると <u>認める者に</u> 交付する。
2 (略)	2 (略)
(傍聴券への記入)	(傍聴券への記入)
第六条 <u>一般傍聴券</u> の交付を受けた者は、傍聴券に <u>住所及び氏名</u> を記入しなければならない。	第六条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に <u>住所、氏名及び年齢</u> を記入しなければならない。
2 団体傍聴券には、 <u>次に掲げる事項の全て</u> を記入しなければならない。 一 <u>団体の名称</u> 二 <u>団体の人員</u> 三 <u>団体の代表者又は責任者の住所</u> 四 <u>団体の代表者又は責任者の氏名</u>	2 団体傍聴券には、 <u>団体の名称、人員、代表者又は責任者の住所、氏名及び年齢</u> を記入しなければならない。
3 <u>前項の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。</u>	(新規)
(傍聴人の入場)	(傍聴人の入場)
第七条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券 <u>(前条第三項の名簿を含む。次条及び第九条第一項において同じ。)</u> 又は傍聴証 (章) を係員に提示しなければならない。	第七条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴人入口で傍聴券又は傍聴証 (章) を係員に提示しなければならない。
(傍聴券等の返還)	(傍聴券等の返還)
第九条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、 <u>これを返還</u> しなければならない。	第九条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。
2 傍聴証 (章) の交付を受けた者は、当該会期が <u>終わったときは、これを返還</u> しなければならない。	2 傍聴証 (章) の交付を受けた者は、当該会期が <u>終わったときに返還</u> しなければならない。
(傍聴人の定員)	(傍聴人の定員)
第十条 <u>一般席</u> の傍聴人の定員は、〇〇	第十条 傍聴人の定員は、〇〇人とす

人とする。	る。
2 <u>大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。</u>	2 <u>傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券又は傍聴証（章）を所持する者でも入場させないことがある。</u>
（傍聴席に入ることができない者）	（傍聴席に入ることができない者）
第十二条 （略）	第十二条 （略）
一 銃器その他危険な <u>物</u> を持っている者	一 銃器その他危険な <u>もの</u> を持っている者
二 <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u>	二 <u>酒気を帯びていると認められる者</u>
三 <u>酒気を帯びていると認められる者</u>	三 <u>異様な服装をしている者</u>
四 <u>その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる者</u>	四 <u>張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u>
（削る）	五 <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u>
（削る）	六 <u>前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者</u>
2 <u>議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第一号及び第二号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。</u>	2 <u>児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。（参考）</u>
3 <u>議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。</u>	（新設）
（傍聴人の守るべき事項）	（傍聴人の守るべき事項）
第十三条 （略）	第十三条 （略）
一 <u>静粛にすること。</u>	一 <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明</u>

	<u>しないこと</u>
二 <u>議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</u>	二 <u>談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと</u>
三 <u>携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。</u>	三 <u>はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと</u>
四 <u>飲食又は喫煙をしないこと。</u>	四 <u>帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない</u>
五 <u>その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</u>	五 <u>飲食又は喫煙をしないこと</u>
(削る)	六 <u>みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと</u>
(削る)	七 <u>前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと</u>
(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)	(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)
第十四条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、 <u>この限りでない。</u>	第十四条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は <u>この限りでない。</u>
(傍聴人の退場)	(傍聴人の退場)
第十五条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、 <u>直ちに退場</u> しなければならない。	第十五条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、 <u>すみやかに退場</u> しなければならない。
(係員の指示)	(係員の指示)
第十六条 傍聴人は、 <u>全て</u> 係員の指示に従わなければならない。	第十六条 傍聴人は、 <u>すべて</u> 係員の指示に従わなければならない。
(違反に対する措置)	(違反に対する措置)
第十七条 法第百三十条第一項及び第二項に定めるものを除くほか、傍聴人が	第十七条 法第百三十条第一項及び第二項に定めるものを除くほか、傍聴人が

この規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、 <u>これを退場</u> させることができる。	この規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは <u>これを退場</u> させることができる。
--	---

傍聴券を交付しない標準市議会傍聴規則は、廃止する。